

青森県教育委員会第845回定例会会議録

1 期 日 令和元年6月5日(水)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時9分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

- 議案第1号 令和2年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定
議案第2号 令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定
議案第3号 令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について
・・原案決定
議案第4号 県立高等学校の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第5号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
議案第6号 県立高等学校の募集停止について・・・・・・・・原案決定
議案第7号 県立高等学校の学科の廃止について・・・・・・・・原案決定

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
中沢委員、杉澤委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

議案第1号 令和2年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和2年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行う

ものとする。

3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

とし、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和2年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科・コース(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(野澤委員)

昨年度の入学者選抜において、理科や数学の解答例として示したものが不適切なものであったことから、中学校での一般的な学びを、より一層把握し誤解を招くことがないようにしっかりと解答例を作成するとのことであったが、その点について、もう一度確認したい。

また、参考資料3ページの4(2)に「各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容にする。」とあるが、どのように中学校に周知しているのか。

(長内学校教育課長)

昨年度の入学者選抜の実施については、委員御指摘のとおり、採点基準や解答例の変更など多大な不備があったことから、再発防止に向けて検討を進めているところである。具体的には、作題に関するチェックの機会を増やすこと、多角的な視点でチェックすることなど、チェック体制の強化を進めていきたいと考えている。

また、3月の定例会で御説明したが、問題として成立しているということだけではなく、中学校の指導状況に配慮した問題となっているか。受験生が導き出す答えを想定、配慮した解答例になっているかなど、受験生が中学校で学んだことをしっかりと把握し、評価できる問題、解答例となるよう、より丁寧に慎重に検討して参りたいと考えている。

次に、どのように中学校に周知しているかとの御質問について、入学者選抜要項に記載

するとともに、各地区で行う要項説明会において、繰り返し中学校に説明してきているところである。基礎的・基本的な内容を踏まえながら、思考力、判断力を深められるような問題作成に取り組んでいくこととしている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

(長内学校教育課長)

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和2年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。

などの内容としており、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 県立高等学校の設置について

(古川高等学校教育改革推進室長)

令和2年度の県立高等学校の設置について、御説明する。参考資料の1ページを御覧いただきたい。

まず、「1 設置の経緯」についてである。

平成30年度から令和4年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、今回設置する高等学校に関して、黒石高等学校及び黒石商業高等学校を統合の対象校とし、令和2年度に黒石高等学校の校舎を使用し御覧の学科構成で設置することとしている。

続いて「2 名称案」についてである。名称案は「青森県立黒石高等学校」としたいと

考えており、その理由は、昨年度開催した中南地区統合校開設準備委員会において慎重に協議された結果を尊重し、「黒石高等学校」及び「(新元号) 黒石高等学校」(令和黒石高等学校)の2案を検討した結果、この統合が同一市町村内の高等学校の統合であり黒石市内に所在する唯一の高等学校となることから他の高等学校と区別する必要がないこと、唯一の高等学校を示す名称として「市の名称」を用いることが簡潔明瞭であり親しみやすいことなどを総合的に勘案し、中南地区統合校の名称案は「黒石高等学校」としたいと考えたものである。

次のページを御覧いただきたい。

「3 位置」にあるように、校舎は、現在の黒石高等学校の校舎を使用することとしている。

「4 設置する課程、学科、学級数及び募集人員(予定)」にあるように、全日制の課程では、「普通科」3学級、「情報デザイン科」1学級、「看護科」1学級とし、専攻科では「看護科」1学級とする。

「5 設置時期」は令和2年4月1日としている。

なお、当該高等学校の設置及び名称については、今後、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を県議会へ提案し、その議決により決定するものである。

(野澤委員)

2校が統合するが、新設校という意識で魅力ある、特色ある学科内容にするように進めてほしい。

(町田委員)

このように公表となった時に、例えば、現在黒石商業高等学校に通っている生徒が自分たちの学校の校名がなくなるという気持ちになる生徒もいると思うので、理解を得ることができるよう、しっかりと説明してほしい。

(中沢委員)

開設準備委員会において、校名に新元号を付けるという案に至った経緯を伺いたい。

(古川高等学校教育改革推進室長)

統合校の校名が黒石高等学校となれば、黒石商業高等学校が黒石高等学校に吸収されると思われる可能性が強いことから、黒石に元号を加える案となったものである。

(中沢委員)

令和を付ける付けないで議論が紛糾したことなどあったものか。

(古川高等学校教育改革推進室長)

最終の協議があった平成30年12月時点では新元号が決定していなかったことから、令和についての議論はなかったものである。

(豊川委員)

高校再編に当たっては、これまでも十分に審議されてきたところであるが、これからの具体的な作業についてもしっかりと進めていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

議案第5号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(佐藤文化財保護課長)

この度、青森県立郷土館協議会委員のうち、学校教育関係の委員を務める飛内文代氏から辞任願いが提出されたため、これを承認することとし、その後任として青森県立盲学校校長 中村紹子氏を新たに委員に任命するものである。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和元年6月6日から令和元年10月14日までとなる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号は原案のとおり決定する。

議案第6号 県立高等学校の募集停止について

(古川高等学校教育改革推進室長)

令和2年度の県立高等学校の募集停止について、御説明する。参考資料の5ページを御覧いただきたい。

まず、「1 募集停止の経緯」についてである。

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、黒石高等学校及び黒石商業高等学校を令和2年度に募集停止することとしている。

また、五戸高等学校については、※印にあるとおり、県立高等学校として令和2年度に募集停止する予定とし、同校の設置主体の変更等については、その状況に応じて適切に対応することとしていたが、平成30年3月、五戸町において、町立化等も含めた五戸高等学校の設置主体の変更について断念する旨公表したところである。

これらのことを踏まえ、3校の募集停止を令和2年度に行うものである。

具体的には、「2 募集停止の内容」にあるとおり、黒石高等学校及び黒石商業高等学校については、先ほど御審議いただいた内容と重複するが、両校を募集停止し、黒石高等学校を新設することとしている。

次のページを御覧いただきたい。

五戸高等学校を募集停止する。

なお、五戸高等学校については、今後、閉校後の卒業証明書等の発行手続の引継ぎなどについて、五戸町等の御意見も伺いながら検討することとしている。

また、募集停止の時期は、いずれも令和2年4月1日としている。

ただ今、御説明した県立高等学校の募集停止については、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において時期を示すとともに、昨年10月の第315回臨時会において見込みとして公表しているところである。

最後に、「3 参考」として「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画にお

ける1学級規模の地域校」について御説明する。

マルの1つ目のとおり、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画においては、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じる高等学校を地域校として配置したところである。

ただし、マルの2つ目のとおり、1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、四角囲みにあるとおり、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満、つまり20人未満となった場合には、募集停止等に向けて当該高等学校の所在する市町村等と協議することとしている。

1学級規模の地域校のうち、青森北高等学校今別校舎、中里高等学校、田子高等学校の入学状況は御覧のとおりであり、2年間継続して20人未満となったことから、令和2年度の募集停止に向け、当該高等学校の所在する町等と協議しているところであり、参考としてお知らせする。

(杉澤委員)

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、県立高校の募集停止や募集停止に向けた協議を進めているところではあるが、地域から高等学校が少なくなることや、通学費用などの不安感があるものと思われる。市町村としっかり協議しながら進めていただきたい。

(町田委員)

入学者数が2年間継続して20人未満となったことから、令和2年度に向けて当該高等学校が所在する町等と協議中という報告があったが、中学生の進路の選択や決定において非常に重要な問題であるため、支障が生じないようどのように取り組んでいくのか。スケジュールも併せて説明していただきたい。

(古川高等学校教育改革推進室長)

地域校の状況については、これまでも所在する町村等の御協力のもと、町村の広報紙に地域校の募集停止等を協議する基準や入学状況等について掲載していただくなど、情報提供に努めてきた。今後は、中学校3年生の進路選択に関する資料となる「青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像」等に募集停止に向けた協議中であることを明記するなどの対応をし、更なる周知に努めた参りたいと考えている。

なお、中学生の進路選択への影響も考慮し、例年どおり10月には翌年度の募集人員を決定する必要があると考えている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号は原案のとおり決定する。

議案第7号 県立高等学校の学科の廃止について

(古川高等学校教育改革推進室長)

令和2年度の県立高等学校の学科の廃止について、御説明する。参考資料の7ページを御覧いただきたい。

まず、「1 学科の廃止の経緯」についてである。

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画では、今回廃止する学科に関して、農業科では、「名久井農業高等学校の園芸科学科を生物生産科に統合し、野菜や果樹、草花等の幅広い農産物の生産に関する学習の充実を図ること」とし、工業科では、「十和田工業高等学校の電子機械科を電子科に統合し、回路設計、電子機器の製作技術等に加え、コンピュータ制御技術等に関する学習の充実を図る」とともに、「むつ工業高等学校の電子科を電気科に統合し、発電や送電、電気配線工事等に加え、回路設計、電子機器の製作技術等に関する学習の充実を図る」こととしている。

この青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき、名久井農業高等学校の園芸科学科、十和田工業高等学校の電子機械科及びむつ工業高等学校の電子科の学科改編を令和2年度に行うものである。

次のページを御覧いただきたい。

「2 学科の廃止の内容」についてである。

いずれも学級減への対応となるが、まず、名久井農業高等学校において、園芸科学科を募集停止の上、生物生産科に改編・統合することとしている。園芸科学科で培ってきた、野菜や果樹、草花等の園芸農業の担い手育成は、生物生産科における専門科目や課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

次に十和田工業高等学校において、電子機械科を募集停止の上、電子科に改編・統合することとしている。電子機械科で培ってきた、コンピュータ制御等の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電子科における実習及び課題研究を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

最後にむつ工業高等学校においては、電子科を募集停止の上、電気科に改編・統合することとしている。電子科で培ってきた、電子・通信分野の知識・技術を身に付けた人財の育成は、電気科における実習や課題研究等の教育活動全体を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

なお、これらの学科の廃止の時期は令和2年3月31日であるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

ただ今、御説明した県立高等学校の学科の廃止については、昨年10月の第315回臨時会において見込みとして公表しているところである。

(野澤委員)

名久井農業高等学校の園芸科学科を生物生産科に統合し、野菜や果樹、草花等の幅広い農産物の生産に関する学習の充実とあるが、生物生産科という名称からすればこのとおりであるが、農業高校においては様々な加工、販売も行っていることを踏まえると生産に関する学習という文言ではなく、幅広い文言であるべきと考えるがいかがなものか。

(豊川委員)

学科名が、広く農作物や畜産物など色んなものを網羅する意味での、生物生産という名称にしており、全てが含まれるものとする。

(町田委員)

各委員とも学科の改編に関しては、異論はないものとする。各学科ともこれまで取り組んできたことを踏まえた統合であるので、現時点ではこれでよいとする。今後もカリキュラムの変更などがあり得ることから、その際に議論した方がよい。

(杉澤委員)

事務局の見解を伺いたい。

(古川高等学校教育改革推進室長)

これまで取り組んできたことについては、引き続き取り組んでいくという趣旨である。青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画で示しているように、農業科の学科改編等については、環境保全型農業の実施や農業の6次産業化等、これからの農業経営に必要な力を身に付け、農業や農業関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う人財を育成するため、学科改編をするという趣旨で進めている。引き続き、教育課程等も検討していく。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号は原案のとおり決定する。